

工事請負契約における単品スライド条項の運用の一部改正について

平成20年度より足立区においても適用している単品スライド条項については、6月に国、8月には都において、運用の一部改正が行われました。

足立区では、こうした状況を踏まえ、工事契約請負書第24条5項の「単品スライド条項」の運用について下記のとおりといたします。

請求に当たっては、適用の条件を確認の上、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

記

1 主な改正内容

- (1) 受注者の購入金額が、実勢価格を上回る場合、かつ、適当な購入金額であることを証明する書類を必要に応じて求め、適当であると認められる場合は購入金額を用いてスライド額を算定することを原則とする。(従前：購入金額、実勢価格のいずれか安い方)
- (2) 実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合、購入の月及び数量を証明する書類の提出をもって、当該月の実勢価格を原則としてスライド額を算定できることとします。

2 対象資材

鋼材類、燃料油、その他主要な工事材料

※ その他主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

3 契約変更の条件

品目ごとの資材価格の変動額が、基準額(請負代金額の1%)を超えた場合に契約変更を行う。ただし、**令和4年9月1日以降**で残工期が2カ月以上必要となります。

4 契約変更時期

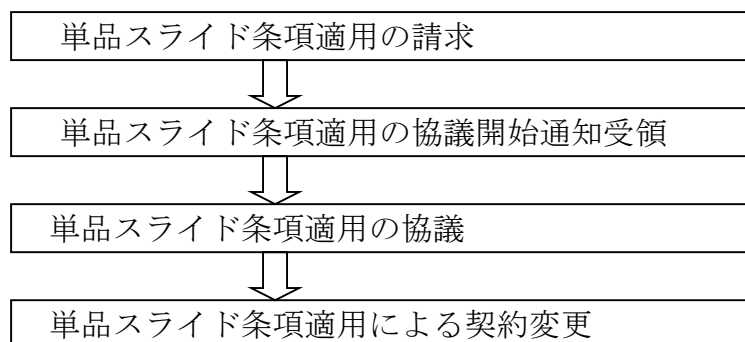
受注者からの請求を受け、工期末に契約変更を実施する。

5 受注者負担

請負代金額の0.5%相当額とする。

(経済情勢等を考慮し、都に準拠した受注者負担割合)

6 実施手続きのながれ



※ いずれも工事主管部署が窓口となります。

7 請求方法

受注者が、单品スライド条項の規定により契約金額の変更を請求する場合は、各対象材料の購入価格等を証明する書類を添付し、工事主管部署に提出してください。

※ 請求に当たっては、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

8 発注者負担額等の具体例

- A 工事契約額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 億円
- B うち契約当初の鋼材類の額・・・・・・・・・・ 1 千万円
- C うち値上がり後の鋼材類の額・・・・・・・・ 1 千 5 0 0 万円
- D 前と後の上昇額・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0 0 万円
- E 工事契約額の 0. 5 % (1 億×0.005)・・・・ 5 0 万円
- F 発注者負担額 (D－E)・・・・・・・・・・・・ 4 5 0 万円

※ この例では受注者が 5 0 万円 の上昇額を負担しています。

※ この具体例は説明を解りやすくするものです。

9 情報の公開

单品スライド条項の申請状況、運用状況について、個別案件ごとの情報を公開します。

10 その他

国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html